

監査委員告示第 2 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成27年 5月26日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 町 田 義 昭

記

- 1 監査の範囲 平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)の一般会計にかかると財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監査対象課
平成27年 5月26日 (火)	市民課 (特別会計) 教育総務課

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているものと認められる。

市民課については、起案文書の管理・整理について、また、教育総務課については、調理場業務で、業務完了検査日、起案文書の管理・整理、市長、教育長の決裁について留意を求めた。